はじめに

　このガイドブックは、障がいのあるお子さんへの支援制度を中心にまとめています。

　お子さんの成長に不安を感じた時などに、このガイドブックを読んでいただくことで、また一歩、子育てに向き合う手助けに少しでもなればと願っています。

■「障がい」の表記について■

このガイドブックでは、障がい者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令や条例制度の名称、施設、法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

もくじ

1 発育や発達に不安を感じたら…

どこに、なにを相談したらいいんだろう? p.3
- 市の相談窓口機関 …… p.3
- 県の相談窓口機関 …… p.5
- 教育に関する相談窓口機関 …… p.6

2 ライフステージ ～乳幼児期から青年期まで～

乳幼児期から青年期までの大まかな流れ p.7

3 障がい者手帳の種類・交付手続き

どうして手帳が必要なの? p.9
- 障がい者手帳って何だろう?……p.9
- 交付手続きの流れ…… p.11

4 受けられる支援

支援メニューと施設の紹介 p.14
- 障害児児童通所支援サービス ……p.14
- 日中一時支援事業所一覧 ……p.18
- 障害福祉サービス利用の流れ ……p.19

5 補装具の購入や住宅の改修をするとき

どんなサポートが受けられるんだろう? p.21
- 補助具・日常生活用具について ……p.21
- 住宅の改修 …… p.23

6 医療費の助成について

高額な医療費が心配です… p.24
- 小児性慢性特定疾患医療など ……p.24
- 育成医療・重度障害者医療など ……p.25

7 手当などについて

サポートするご家族へ伝えたい情報 p.27
- 各種手当など ……p.27
- 障害年金など ……p.29

8 日々の生活の中での割引や免除など

意外に知られていない割引や免除 p.30
- 税関係、運賃割引など ……p.30
- ふくおか・まごころ駐車場制度……p.33

9 進学などについて

この先、どんな道を進んでいくんだろう? p.35
- ふくおか就学サポートノート……p.35
- 特別支援学校一覧など……p.39

10 ステージごとにおける具体的な内容

乳幼児期～学齢期～青年期 p.41
- 乳幼児期 ……p.41
- 学齢期 ……p.42
- 青年期 ……p.43
- 就労へ向けて ……p.44

11 家族の会などの情報・先輩ママ達の体験談

先輩達の話が聞きたいなあ p.45
- グループなど紹介 ……p.45
- 先輩ママ達の体験談……p.47

もくじ

発育や発達に不安を感じたら

「なかなか首がすわらない」「視線があわない」「ことばが遅いかも…」「うちの子だけ周りと違う気がする」と、子どもの成長につれて子育ての不安はいろいろ出てきます。そんな時、ひとりで抱え込まずにさまざまな相談機関などを上手に使って不安や悩みを解消していきましょう。相談はすべて無料です。小さなことでも相談してみませんか。

市の相談窓口・相談機関

■ 田川市役所

受付日時/月～金　午前8時30分～午後5時

中央町1-1　☎ 0947-44-2000（代表）　fax 0947-46-0124（代表）

育児相談	発達の相談・教室
身長･体重測定や個別の育児の相談などを受けます。 ※予約は必要ありません。	乳幼児のこころ、ことばや運動の発達についての相談と教室を開催しています。 ※予約が必要です。

問い合わせ先　田川市母子支援センター（保健センター）
☎0947-44-8270

子どもなんでも相談

◆子ども相談ホットライン
子どもに関する相談を受け付けています。

問い合わせ先
子育て支援課　子育て支援係
☎0947-44-0678

◆子育て支援センター
主に子育てに関する相談、育児情報の提供などを行っています。
子育てに関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
田川市子育て支援センター　☎0947-44-4316
（伊田2744-2 たがわこどもセンターまいまい 内）
開所日時　月～金　午前10時～午後4時

障がい者支援に関する相談

障がい者手帳や障害福祉サービスに関する相談を受け付けています。

問い合わせ先　高齢障害課　障害者支援係
☎ 0947-85-7130 fax 0947-42-2000

障がいに関する地域の総合相談窓口

障がいのことや福祉サービス利用のことなど、さまざまな相談を受ける地域の総合相談窓口です。相談の内容に応じて、適切な関係機関への紹介も行っています。どなたでも相談できますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先　田川地区障がい者基幹相談支援センター
☎ 0947-23-0400　fax 0947-23-0425
（伊田2735-13　スマイルプラザ田川内）
開所日時　月～金 午前8時30分～午後5時15分

■ 田川圏域指定障がい児相談支援事業所一覧

（令和2年5月1日現在）

障がいのことや福祉サービス利用のこと、利用できる施設の紹介などの相談を行います。

事業所名	住所	電話番号	fax番号
ゆ　う	川宮1524-8	0947-46-2678	0947-42-5393
障がい者支援センター くれそん	夏吉4205-3	0947-46-9503	0947-46-9506
障がい者相談支援センター リンクサービス	奈良1529-224	0947-48-1223	0947-50-8201
ほほえみ	夏吉4203-3	0947-50-7177	0947-85-8127
相談支援センタームーンサークル	糒1237-3	0947-42-6300	0947-42-6668
つくしの里相談支援センター	川宮852-8	0947-85-8858	0947-85-8859
相談支援ステーション 里ごころ	糒2085-13	0947-23-2331	0947-23-2332
相談支援事業所 くりえいと	弓削田3237	0947-85-8080	0947-85-8081
相談支援センター アイオーン	川宮1524-9	0947-42-0333	0947-42-9791
相談支援センター ぷらす	夏吉348	0947-88-9178	0947-88-9178
香春町福祉協議会障がい者相談支援事業所	田川郡香春町大字高野727	0947-32-4616	0947-32-5414
相談支援事業所 G−on	田川郡糸田町1045-24	0947-26-2136	0947-23-2136
川崎町社会福祉協議会障害者相談支援事業所	田川郡川崎町大字田原804	0947-72-5244	0947-49-5024
相談支援 ひかり	田川郡川崎町大字川崎529-3	0947-72-5085	0940-72-5086
株式会社 よろこび	田川郡大任町大字大行事3090	0947-41-8030	0947-41-8033
西友苑相談支援事業	田川郡福智町神崎1533-151	0947-22-3939	0947-22-6100
相談支援事業所 ひかり	田川郡福智町神崎708	0947-22-5529	0947-22-6095

気軽に相談を

市には、障害のある人やその家族からの相談を受け、助言などを行う障害者相談員がいます。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

身体障害に関する相談

●身体障害者相談員
藤光　若生（☎090-8836-9747）
山本　　律（☎ 0947-44-2908）
円垣内正巳（☎ 0947-42-8360）
関野　加織（fax0947-42-2000）
※高齢障害課のfaxを通じて相談

●聴力言語障害者生活相談員
西川　慧子（fax0947-42-2000）
※高齢障害課のfaxを通じて相談

●身障なんでも相談
（身体障害者団体連絡協議会）
○と　き　毎月第4日曜日
9時30分～12時30分
○ところ　スマイルプラザ田川

●聴力言語障害生活相談
○と　き　毎月第2・第4水曜日
13時～16時
○ところ　スマイルプラザ田川

知的障害に関する相談

●知的障害者相談員
※主に発達障害に関する相談に対応
牛島実基子（☎0947-44-0394）
本永　澄子（☎0947-42-5989）

県の相談窓口・相談機関

福岡県田川保健福祉事務所

乳幼児発達診査

乳幼児の成長発達の遅れや言葉・運動等に関する相談を受け付けています。相談は個別面談です。予約をお願いします。
☎ 0947-42-9345
★場　所　伊田3292-2（田川総合庁舎内）

にんしんSOS・子育て相談・思春期相談

福岡県看護協会の相談員（保健師、助産師）が相談を受け付けています。
☎ 092-642-0110
★受付時間　午前9時～午後5時30分（年末年始は休み）

教育に関する相談窓口・相談機関

■教育相談

毎年11月頃、翌年度に小学校等への入学を予定しているお子さんの保護者を対象に、お子さんの成長や発達への不安・悩みをお聞きし、就学について必要な情報の提供をおこないます。
※P42に詳しく載せていますので、御覧ください。

問い合わせ先
田川市役所 学校教育課 学校教育係
☎ 0947-85-7167 fax 0947-42-9655

■児童生徒指導相談室(子どもホットライン24)

専任の相談員がお子さんの成長・発達や就学のために必要な教育情報を提供しています。

問い合わせ先
筑豊教育事務所　☎ 0948-25-3434
★毎日、24時間対応

■福岡県教育センター

学習・行動等に関すること、進路に関すること、発達の遅れに関する相談を受け付けています。

問い合わせ先
☎ 092-947-1923　粕屋郡篠栗町高田268番地
★受付時間:月～金　午前9時～午後5時(来所相談は午後4時まで)

■特別支援学校

小・中学校に在籍又は入学予定の障がいのあるお子さんの保護者や担当職員に対し、必要な助言・援助を行っています。

【田川市近郊の特別支援学校】
福岡県立川崎特別支援学校（小・中）田川郡川崎町大字川崎2343番地
☎ 0947-72-7788 fax 0947-72-6701

これから どのような場面で どのような支援を 受けながら進んでいくのでしょうか？

お子さんに特別な支援が必要な場合、就園や就学、そして就職など将来について考えると不安がつきないと思います。
この先、お子さんがどのような支援を受けることができるのか、成長段階ごとにまとめました。
ひとつの大きな流れとして参考にしていただけたら幸いです。

乳幼児期

乳幼児検診 ⇒
（4ヶ月、8ヶ月、1歳6ヶ月 3歳時に実施している）
ことばの教室 など

幼児教育
- 幼稚園
- 特別支援学校（幼稚部） ⇒p.39～

療 育
- 児童発達支援 ⇒p.14～

保 育
- 保育所（園）

・訪問 新生児訪問

学齢期

初等教育
- 小学校 ⇒p.37～
  通常学級
  通級指導教室
  特別支援学級
- 特別支援学校（小学部） ⇒p.39～

前期中等教育
- 中学校 ⇒p.39～
  通常学級
  特別支援学級
- 特別支援学校（中学部） ⇒p.39～

療育・支援サービス
- 放課後等デイサービス ⇒p.15～

青年期

高等教育
- 大学
- 専門学校など

後期中等教育
- 高等学校
- 特別支援学校（高等部） ⇒p.39～

就 労
- 福祉サービス施設への通所や企業への就職など ⇒p.43～

困ったことや 相談ごとは ⇒p.3～

児童発達支援施設への通所など その他の支援は ⇒p.14～

個 別 の 教 育 支 援 計 画 ⇒p.37～

個別の指導計画 | 個別の指導計画 | 個別の指導計画 | 個別の指導計画

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳～

障がい者手帳の種類・交付手続き

お子さんに、何かしら特別な支援が必要であるとわかった時、保護者の気持ちはとても複雑だと思います。
そんな中では、障がい者手帳の申請をすることに戸惑いを覚えるかもしれません。しかし、障がい者手帳を取得することによって、お子さんが必要な支援を受けることができるようになります。

障がい者手帳とは…？

障がい者手帳には、
① 身体障害者手帳
② 療育手帳
③ 精神障害者保健福祉手帳
の3種類があります。
この章では、それぞれの手帳内容を紹介します。

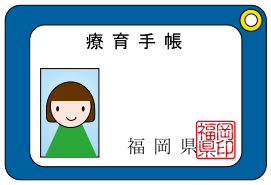

身体障害者手帳

身体に障がいのある人（または保護者）の申請によって交付されます。
障がいの種類や程度により1級(重度)から6級(軽度)まであります。

手帳の対象になるのは、以下の機能にあらわれる障がいです。

①手や足(肢体)
②視覚
③聴覚または平衡機能
④音声、言語またはそしゃく
⑤内臓
（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸
小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）

※障がいによっては、発症から一定の期間を経過しないと認定されないものもあります。
※障がいの部位や程度によっては、一定期間後に再認定が必要となる場合もあり、その場合は再認定の時期が手帳に記載されます。

療育手帳

知的機能に障がいのある人（または保護者）の申請によって交付されます。障がいの程度により重い方からA判定とB判定があります。

療育手帳の交付の際には、保護者からの聞き取りと本人の知能検査を行う「判定」を行います。
判定結果により、交付されない場合もあります。

判定結果		
	A_1…最重度	B_1…中　度
	A_2…重　度	B_2…軽　度
	A_3…重度合併	

判定場所

18歳未満の場合
福岡県田川児童相談所（弓削田188）
☎ 0947-42-0499　fax 0947-42-0432
★判定の予約は、田川児童相談所へ

18歳以上の場合
福岡県障がい者更生相談所（春日市原町3丁目1−7）
☎ 092-586-1055　fax 092-586-1065
★判定の予約は、
【田川市役所 高齢障害課障害者支援係】へ
☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人（または保護者）の申請によって交付されます。
障がいの程度により1級(重度)から3級(軽度)まであります。

手帳の対象となる疾患は、国際疾病分類ICD-10コードに基づいた診断名となりますので、詳しくは主治医にご相談ください。

※申請は、初診日より6カ月以上経過していれば可能です。

※精神障害者保健福祉手帳は有効期間が2年間なので、定期的に更新が必要です。

手帳交付までの流れ

申請する場所・問い合わせ	田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 ☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

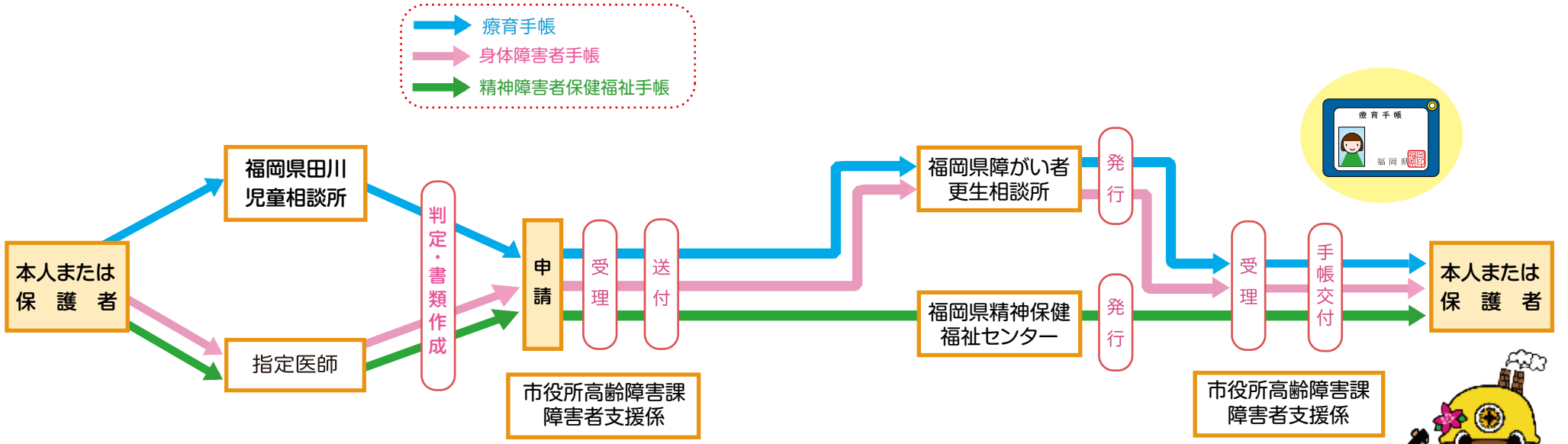

※18歳未満で療育手帳の交付を希望する場合は、まずは直接児童相談所に判定の予約をし、判定結果が記載された「判定書」を交付してもらう必要があります。

申請に必要なもの

療育手帳

①判定書
★18歳未満で申請する場合は、事前に判定を受けて交付してもらって下さい。
②本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
★スナップ写真でも結構ですが、薄い紙ではなく写真用の用紙に印刷して下さい。
③印かん
④個人番号（マイナンバー）

身体障害者手帳

①指定医師の診断書・意見書
★診断書の様式は市役所高齢障害課障害者支援係の窓口にあります。
★手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、窓口でお尋ねください。
②本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
★スナップ写真でも結構ですが、薄い紙ではなく写真用の用紙に印刷して下さい。
③印かん
④個人番号（マイナンバー）

精神障害者保健福祉手帳

①指定医師の診断書・意見書
★診断書の様式は市役所高齢障害課障害者支援係の窓口にあります。
★手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、窓口でお尋ねください。
②本人の顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
★スナップ写真でも結構ですが、薄い紙ではなく写真用の用紙に印刷して下さい。
③印かん
④個人番号（マイナンバー）

※障がい者手帳が交付されると、級数や区分に応じて、福祉サービスや医療費、手当の助成、税金の控除などさまざまな支援が受けられます。
次の章からは、受けることのできる支援の内容を紹介します。

※各支援には利用要件が定められていますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。

発達障がいって？　手帳はあるの？

発達障がいとは、自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など、脳機能の発達に関係する障がいです。通常低年齢において発達障がいの特徴が現れ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。
成長するにつれ、自分自身の苦手な部分に気づき、生活のしづらさを感じることがあるかもしれません。ですが、発達障がいはその特徴を本人や家族・周囲の人がよく理解し、その人にあったやり方で日常的な暮らしや、学校や職場での過ごし方を工夫することが出来れば、持っている本来の力がしっかり生かされるようになります。
「発達障がい者手帳」という手帳はありませんが、精神障害者保健福祉手帳に該当する場合があります。

発達障害の理解のために

受けられる支援

障がいのあるお子さんが地域で安心して生活を送るために利用できる様々な支援があります。障がい者手帳の交付を受けていない人も利用できる場合がありますので、ご相談ください。

障害児児童通所支援サービス

療育を行う必要があると認められる児童（18歳未満）に対し、集団生活への適応や生活能力の向上のための訓練を行います。障がいの状況や訓練の必要度に応じて、個別に通所日数が定められます。児童の預かり目的のサービスではありませんのでご注意ください。

※家族の就労やレスパイトを目的とする場合には「日中一時支援事業」p.18のご利用が可能です。

受給者証　申請により、サービスが利用できる受給者証が交付されます。

●児童発達支援
療育の必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活の基本動作の指導や集団生活の適応訓練を行います。

●居宅訪問型児童発達支援
障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障害児に対し、自宅で日常生活の基本的動作や知識技能を習得するための支援を行います。

●放課後等デイサービス
療育の必要があると認められる就学児（小学生・中学生・高等学校生など）に対し、放課後や長期休暇中に通所し、生活能力向上の訓練や社会との交流促進を行います。

●保育所等訪問支援
療育の必要があると認められる保育所等に通う児童に対し、保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

田川市障がい児通所支援事業所一覧 （令和2年6月1日現在）

【市内の児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所一覧】

○児童発達支援

<令和2年6月1日現在>

地図掲載No	事　業　所　名	住　　所	電話番号	fax番号
①	多機能型児童発達支援事業所 ひなた	伊田3521-1	0947-85-8415	0947-85-8416
②	子育ちサポートいろは園	伊田2715-16	0947-85-8123	0947-85-8124
③	児童発達支援事業所　太陽の家	伊加利2192-16	0947-44-7654	0947-44-7655

○放課後等デイサービス

<令和2年6月1日現在>

地図掲載No	事　業　所　名	住　　所	電話番号	fax番号
①	多機能型児童発達支援事業所　ひなた 放課後等デイサービス　ひなた	伊田3521-1	0947-85-8415	0947-85-8416
②	放課後そらいろルーム	伊田2715-16	0947-85-8123	0947-85-8124
④	放課後等デイサービス太陽の家　ごとうじ	宮尾町11-11	0947-85-8703	0947-85-8702
⑤	キャンバス	糒1451-1	0947-85-8632	0947-85-8632
⑥	みらい倶楽部 放課後等デイサービス	川宮1636-37	0947-44-5930	0947-44-5931
⑦	児童デイサービス　ひだまり	伊田3546-2	0947-85-8415	0947-85-8416
⑧	児童デイサービス　ぱれっと	伊田町5-11	0947-85-8175	0947-85-8076
⑨	多機能型事業所スマイルホール 里ごころ	糒2085-13	0947-23-2331	0947-23-2332
⑩	こころ倶楽部 放課後等デイサービス	弓削田513-6	0947-85-8180	0947-85-8185
⑪	児童くらぶ くれぱす	伊田町9-3	0947-85-8175	0947-85-8076
⑫	太陽の家グループ放課後等デイサービス つばさ	伊田2741-11	0947-85-8625	0947-85-8624
⑬	ピタゴラス	位登280	0947-23-2696	0947-23-2695
⑫	太陽の家グループ放課後等デイサービス つばさ step	伊田2741-11	0947-85-8625	0947-85-8625
⑭	児童くらぶ ろけっと	伊田町14-10	0947-85-8177	0947-85-8178
⑮	放課後等デイサービス カルム	糒2279-5	0947-23-0263	0947-23-0264
⑯	多機能型事業所 千樹の森	奈良1529-223	0947-50-8200	0947-50-8201

事業所マップ

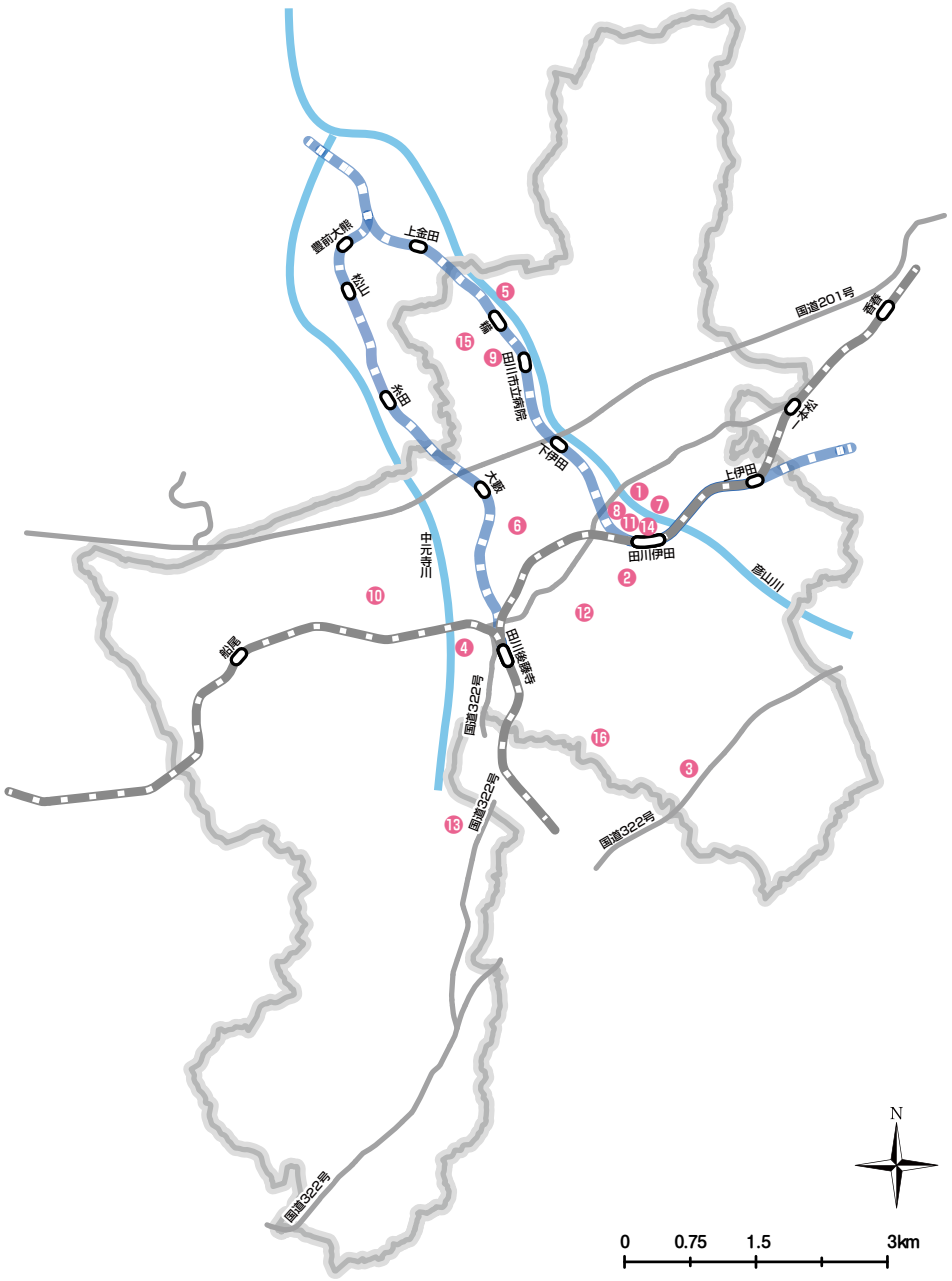

障がい福祉サービス

サービスによる支援を行う必要があると認められる人に対し、日常生活での支援や一般就労に向けた訓練などを行います。

●居宅介護
居宅で入浴や排せつ、食事などの支援を行います。

●短期入所
居宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

●行動援護
知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出の移動の補助などを行います。
通園・通学の介助については対象となりません。

●同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供や援助などを行います。

●重度障害者等包括支援
常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に行います。

地域生活支援サービス

●日中一時支援事業
日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な介護の休息のため、障がい者（児）の日帰りの施設利用ができます。

●移動支援事業
屋外での移動が困難な方に外出のための付添い、見守り等の支援を行います。

その他のサービス

●障害児施設入所
家庭の事情や障がいの状態により家庭で生活することが困難な児童は、児童相談所の判定により児童福祉施設に入所することができます。
【申請する場所・問合せ先】
福岡県田川児童相談所　弓削田188
☎ 0947-42-0499　fax 0947-42-0439

■ 日中一時支援事業所一覧 ■

<令和2年6月1日現在>

事業所名	住所	電話番号	fax番号
つくしの里	川宮1524-10	0947-44-5615	0947-45-2914
第二田川学園	川宮1524-9	0947-42-9790	0947-42-9791
児童デイサービス ぱれっと	伊田5-11	0947-85-8175	0947-85-8076
多機能型事業所　千樹の森	奈良1529-223	0947-50-8200	0947-50-8201
多機能型児童発達支援事業所 ひなた	伊田3521-1	0947-85-8415	0947-85-8416
多機能型児童発達支援事業所 たんぽぽはうす	宮若市鶴田1891-286	0949-34-3939	0949-34-3033
すみれアクティブセンター	田川郡川崎町池尻1313-45	0947-50-8415	0947-50-8416
障害者ワークライフ支援事業所 たっくの森	田川郡川崎町田原1382	0947-72-7599	0947-72-7557
児童発達支援センター きらり	田川郡福智町赤池240-4	0947-28-5512	0947-28-5513
穂波学園	飯塚市庄司1150	0948-22-3022	0948-24-0142
障がい福祉サービス事業所 うえきの杜	直方市植木73-10	0949-24-5133	0949-36-5433
りあん Kidsスポーツクラブ	飯塚市下三緒36-36	0948-21-7800	0948-21-7801
重症心身障がいサポートセンター ひばり生活介護のぞみ	飯塚市有安1025-7	0948-43-4137	0948-43-4138
星ハウス シャルム	直方市頓野4186-12	0949-28-9517	0949-28-9519
児童デイサービスりあん(嘉麻店)	福岡県嘉麻市鴨生472-7	0948-43-8721	0948-43-8731
多機能型施設 えいる	福岡県直方市大字2298	0949-29-5010	0949-29-5030

● 福岡県肢体不自由児等早期訓練事業
肢体不自由児を対象に、医療専門職員等が個別的または集団的に運動機能・言語機能等の訓練を無料でおこないます。
また、保護者へ家庭での訓練方法もあわせて指導します。
★開催日時　月2回　正午～午後6時
★開催場所　田川総合庁舎　伊田3292-2
【問合せ先】
福岡県肢体不自由児協会
春日市原町3丁目1番地7(クローバープラザ6階)
☎/fax 092-584-5723

障害福祉サービス利用の流れ

相談（利用者 ↔ 市）
市または田川地区障がい者基幹相談支援センター、指定相談支援事業所にご相談ください。

聞き取り調査 ※事前に予約が必要です（利用者 ↔ 市）
市役所の調査員がご自宅などでご本人の状況や生活についての聞き取りをします。
障がい者手帳(お持ちの人)、医療機関から発行された診断書や意見書など、ご本人の障がいの状況がわかるものをご用意ください。
聞き取り時に、申請書の記入方法など、お手続きの方法についてご案内します。

相談支援事業所と契約（利用者 ↔ 相談支援事業所）
ご本人に必要なサービスを調整する相談支援事業所を選び、契約します。
（ご利用に費用はかかりません。）

サービス等利用計画案の作成（市 → 利用者）
相談支援事業所がご本人に必要な支援内容を記載したサービス等利用計画案を作成します。

申請（相談支援事業所 → 市 → 利用者）
申請書及びサービス等利用計画案を揃えて、ご提出ください。
障がい者手帳（お持ちの人）や印鑑が必要です。

支給決定（市 → 利用者）
市役所が聞き取り調査とサービス等利用計画案をもとにサービスの利用決定をし、利用内容が記載された受給者証を交付します。

利用開始（利用者 ↔ ・相談支援事業所 ・サービス提供事業所）
利用するサービスの提供事業所と契約をし、サービスの利用が始まります。

障がい者手帳のしおり

障がいのある人が利用できる支援制度などをまとめたしおりを市役所高齢障害課障害者支援係で配布しています。

申請する場所・問い合わせ

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係
☎0947-85-7130　fax0947-42-2000

【利用者負担額】
費用の1割を負担していただきます。ただし、所得に応じて負担のない人や負担する額の上限が決められる場合があります。

【サービスの利用にあたって】
お子さんの預りのみの目的では利用ができません。
また、利用開始までには、ご相談から1か月程度お時間がかかります。
事前に相談日をご予約の上ご相談ください。

【児童発達支援の無償化について】
3歳から5歳までの障がいのある子どもたちの児童発達支援の利用者負担額は無償となります。幼稚園保育園と児童発達支援を併用する場合も無償です。なお、利用者負担以外の費用（医療費や食費など現在実費で負担しているもの）は負担が必要です。

補装具の購入や住宅の改修をするとき

日常生活に必要な装具や用具などを購入する際には費用の助成などがあります。事前の申請が必要です。

身体上の障がいを補うための装具の購入や修理にかかる費用を助成します。
補装具の種類によっては医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要となります。
購入後･修理後の申請はできません。必ず事前に相談してください。

対象者 身体障害者手帳所持者、難病患者

※支給対象者は、障がい名･等級などによって異なります。
（障がいの内容による支給制限があります。）

※世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外です。

補装具の種類

障がいの種別	対象となる補装具
視覚障がい	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（一本つえを除く）
（18歳未満の人のみ）	座位保持いす・起立保持具 など
心臓･呼吸器機能障がい	車いす・電動車いす ※障がい等級1級で、常に日常生活上の活動制限を受けており、医師が特に必要と認めた場合に限ります。
肢体不自由かつ音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

・費用負担　原則は1割負担ですが、所得に応じた自己負担上限額があります。

日常生活用具

日常生活を過ごしやすくする用具を購入する費用を助成します。
※障がいの程度や所得に応じて助成の制限がありますので、事前に相談してください。手続きは購入前に行ってください。

対象者	身体障害者手帳所持者、難病患者等 ※品目によって対象者は異なります。
用具一覧	視覚障がい…ポータブルレコーダー、時計、拡大読書器など 聴覚障がい…fax、屋内信号装置など 音声･言語機能障がい…人工喉頭、会話補助装置など 肢体不自由(手･足)… 特殊寝台、つえ、入浴イス、住宅改修など 内部障がい…たん吸引器、ネブライザー、ストーマ装具（蓄便袋･蓄尿袋紙･おむつなど） 知的障がい…頭部保護帽
※手帳の等級など、支給の要件がありますのでくわしくはお問い合わせください。	
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 ☎ 0947-85-7130 fax 0947-42-2000

紙おむつ・ストーマ装具の医療費助成

上記の日常生活用具で紙おむつやストーマ装具が給付の対象にならない場合でも、所得税及び市県民税の医療費控除の対象となることがあります。
その際には医師が発行した「使用証明書」が必要となります。

くわしくは田川税務署
☎ 0947-44-0430
までお問い合わせください。

住宅の改修

生活がしやすいように、住宅の居室・浴室・トイレなどを改善・改修する費用を助成します。

●住宅の改修●

対象者	下肢、体幹機能障害等で1～3級の身体障害者手帳を持っている人 （くわしくはお問い合わせください。）
助成額	上限20万円
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 ☎0947-85-7130　fax0947-42-2000

改修の内容って？

具体的な改修例としては、トイレやお風呂などの必要とする場所に手すりを設置する、車いすでも出入りしやすいようドアを引き戸に取替える、スロープや上がりかまちを設置する、などさまざまです。
本人のお身体やお住まいの状況に合わせて、専門の人に意見を聞きながら内容を決めましょう。

クローバープラザ（春日市）

福岡県春日市原町 3-1-7
☎　092-584-1212
fax　092-584-1214

クローバープラザにある生涯あんしん住宅や福祉用具展示コーナーを見学して、どう改修すれば良いのかイメージが浮かんだという人もいらっしゃいます。

医療費の助成について

障がいや病気によっては高額な医療費がかかる場合があります。お子さんにかかる医療費を支援する制度を上手に利用してください。

※医療費の制度はひとつだけではなく複数の制度を組み合わせて利用することができます。

小児慢性特定疾患児医療

小児慢性特定疾患と診断された18歳未満のお子さん（ただし、18歳を過ぎても引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満も対象とする）に、その小児慢性特定疾患の治療のための医療費を一部助成します。
※所得によって自己負担の上限額が異なります。

【対象となる小児慢性特定疾患】　16疾患群

①悪性新生物　②慢性腎疾患　③慢性呼吸器疾患　④慢性心疾患
⑤内分泌疾患　⑥膠原病　⑦糖尿病　⑧先天性代謝異常
⑨血液疾患　⑩免疫疾患　⑪神経・筋疾患　⑫慢性消化器疾患
⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群　⑭皮膚疾患群
⑮骨系統疾患　⑯脈管系疾患

（注）各疾病には一定の対象基準があります。

※対象となる疾患名やくわしい内容については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご参照ください。

特定医療費（指定難病）

原則として「指定難病」と診断され、病状の程度が一定程度以上の場合に医療費の助成を受けることができます。対象となる疾患と診断された場合は、診断書と必要書類を合わせて、都道府県窓口に医療費助成の申請をしてください。

※対象となる疾患名やくわしい内容については、難病情報センターのホームページをご参照ください。

問い合わせ	福岡県田川保健福祉事務所　健康増進課 ☎ 0947-42-9345　fax 0947-44-6112

未熟児の養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とするお子さんに対し、その治療に必要な医療費を助成します。

※助成の対象は県の指定する医療機関の治療費のみとなります。
※生まれてから30日以内に手続きを行ってください。

対象

体重が2,000g以下での出生や、身体の機能が未熟なままでの出生などで入院による治療が必要なお子さん（1歳未満）

問い合わせ 田川市役所 市民課 保険係
☎ 0947-85-7140　fax 0947-47-1324

育成医療

身18歳未満のお子さんで、治療することで障がいの進行を防いだり、障がいが軽減されたりすると医師が判断した場合に医療費を助成します。

※助成の対象は県の指定する医療機関の治療費のみです。

対象

口蓋裂等の形成術やペースメーカーの埋込術など。それ以外の手術の例は、厚生労働省のホームページで確認できます。

問い合わせ 田川市役所 高齢障害課 障害者支援係
☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

子ども医療

田川市内にお住まいの中学校3年生までのお子さんに対し、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。

対象

中学校までの児童生徒
（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

問い合わせ 田川市役所 市民課 保険係
☎ 0947-85-7140　fax 0947-47-1324

重度障害者医療

田川市内にお住まいの重度の障がいの人に対し、健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。

※子ども医療が適用されるお子さんは、そちらが優先されます。

対象

身体障害者手帳1･2級
療育手帳A判定

問い合わせ 田川市役所 市民課 保険係
☎ 0947-85-7140　fax 0947-47-1324

精神通院医療

精神疾患（てんかんを含む）の通院治療を続ける必要がある場合に医療費の自己負担分を軽減します。

※助成の対象は県の指定する医療機関の治療費のみです。

対象

統合失調症、中毒性精神病、精神病質その他の精神疾患を有する人

問い合わせ 田川市役所 高齢障害課 障害者支援係
☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

このような支援もあります

産科医療補償制度

分娩に関連して重度脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に経済的負担を補償する制度です。

対象

次の3つの条件の全てに該当する場合に補償の対象となります。
①出生体重1,400g以上かつ在胎週数32週以上、または在胎週数28週以上で所定の要件に該当
②先天性や新生時期の要因によらない脳性麻痺
③身体障害者手帳1、2級相当の脳性麻痺

問い合わせ 出産した分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター
☎ 0120-330-637 または ☎ 03-5800-2231

手当などについて

お子さんやご家族を支援するための手当などがあります。
一定の要件を満たす人は手当に該当する場合があります。
くわしくは各窓口にお問い合わせください。

お子さんが20歳未満の手当

●特別児童扶養手当●

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童を在宅で監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

【手当の月額】（令和2年4月現在。金額は年度ごとに見直されます。）

重度障害児（1級）	52,500円（1人につき）	中度障害児（2級）	34,970円（1人につき）

※手当を受けようとする人、その配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上である場合は支給されません。

【手当の支払い】
4・8・11月に4月分振り込まれます。

【現況届】
手当を受けている人は毎年8月に所得状況届の提出が必要です。

窓　口　田川市役所 子育て支援課 子育て支援係
☎ 0947-85-7132　fax 0947-42-2000

●障害児福祉手当●

重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の人に支給される手当です。

【支給要件】　次の2つの条件の全てに該当する人
①精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある20歳未満の在宅の障害児
②障がいを支給事由とする年金を受けていない人

【申請に必要なもの】
・認定請求書・所得状況届・同意書・委任状及び口座振替申込書（市役所にあります）
・障害者手帳・認定診断書・本人名義の預金通帳のコピー・印鑑

※手帳要件などにより必要な書類が異なります。事前に市役所にお問い合わせください。

【所得制限】 受給者もしくは配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給額】　14,880円（令和2年4月現在。金額は変わることがあります。）
※ 2・5・8・11月に3月分振り込まれます。

窓　口　田川市役所 高齢障害課 障害者支援係
☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

お子さんが20歳になったら…

障害児福祉手当を受給されているお子さんが20歳になったら、20歳以上の人が対象となる「特別障害者手当（下記に掲載）」を新たに申請する必要があります。
特別障害者手当の受給要件は、障害児福祉手当の要件とは異なっているのでご注意ください。その他にも、20歳になると「障害年金」が受けられる場合があります。
くわしくは、p29をご覧ください。

お子さんが20歳以上の手当

●特別障害者手当●

精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人に支給される手当です。

【支給要件】　次の3つの条件の全てに該当する人
①精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人
②施設入所していない人
③継続して3か月を超えて入院していない人

【所得制限】
受給者もしくは配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【申請に必要なもの】
・認定請求書・所得状況届・同意書・委任状及び口座振替申込書（市役所にあります）・障害者手帳・認定診断書・本人名義の預金通帳のコピー・印鑑

※手帳要件などにより必要な書類が異なります。事前に市役所にお問い合わせください。

【支給額】
27,350円（令和2年4月現在。金額は変わることがあります。）
※ 2・5・8・11月に3月分振り込まれます。

窓　口　田川市役所 高齢障害課 障害者支援係
☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

●障害（基礎・厚生）年金●

障がいの状況などにより20歳から受給できる年金です。手続きは、20歳の誕生日の前日より可能ですが、相談は前もってできます。

対象者	法令で定められた障がい状態である20歳以上の人
内　容	年金の級（障がい者手帳の等級とは異なる）などに応じて、金額が異なります。
備　考	障がいの状況などの受給の要件がありますので、事前にご相談ください。 ※ご相談の際は、「傷病名、初診日、通院履歴」をメモしておくと話が円滑にすすみます。
窓　口	【20歳到達により年金を申請する場合】 【初診のときに国民年金に加入している自営業や学生、無職の人(第1号被保険者)の場合】 田川市役所 市民課 市民年金係 ☎　0947-85-7138 fax 0947-47-1324
	【初診のときに厚生年金、共済組合に加入していた人(第2号被保険者)、またはその人に扶養されていた人(第3号被保険者)の場合】 直方年金事務所　直方市知古1-8-1 ☎ 0949-22-0891　fax 0949-28-0549

このような支援もあります

肢体不自由高校生への奨学金

福岡県内に居住する肢体不自由児で、高等学校に在学する生徒に対して、奨学金を交付する制度です。

対象	身体障害者手帳5級以上で肢体不自由な高等学校在学生及び来春高等学校入学予定の生徒
申請に必要なもの	・肢体不自由高校奨学生採用願書 ・肢体不自由高校奨学生推薦書 ・前年度課税証明書（または源泉徴収票） ・印かん
支給額	年額35,000円
窓口	福岡県肢体不自由児協会 ☎/fax 092-584-5723

日々の生活の中での割引や免除など

手帳の交付を受けることで、税金が軽減されたり、免除されたりします。また、交通機関を安く利用することができる制度があります。

■ 所得税、市県民税の控除

対象者		身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人または扶養している人
内　容		所得税、市県民税が控除されます。 ※障がいの程度や収入に応じて控除される内容が異なりますので下記までお問い合わせください。
窓　口	所得税	田川税務署　新町11-55 ☎0947-44-0430
	市県民税	田川市役所 税務課 市民税保険税係 ☎0947-85-7110　fax0947-85-7116

※紙おむつ・ストーマ装具の税金の医療費控除については、p.22に掲載しています。

■ 自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免

対象者		・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・上記手帳の交付を受けている人と生計を一にする人または常時介護する人
内　容		自動車税・軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。 ※障がいの程度等に応じて減免される内容が異なりますので下記までお問い合わせください。
窓　口	環境性能割	【普通自動車、軽自動車】 福岡県田川県税事務所（伊田3292-2） ☎0947-42-9302
	種別割	【普通自動車】 福岡県田川県税事務所（伊田3292-2） ☎0947-42-9302
		【軽自動車】 田川市役所 税務課 市民税保険税係 ☎ 0947-85-7110　fax 0947-85-7116

■ NHK放送受信料の免除

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	
内容	NHK放送受信料が全額または半額に免除されます。	
	全額免除	世帯に属する人全員が非課税の場合
	半額免除	世帯主かつNHKの契約者の人が下記のいずれかの手帳を交付されている場合 ・身体障害者手帳1級、2級、視覚、聴覚 ・療育手帳A判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級
窓口	田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 ☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000	

■ 有料道路の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳（Aのみ）の交付を受けている人またはそのご家族（ご家族が運転される場合は「第1種」の手帳に限ります。）
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で通常料金の半額割引 （ETCの場合は掲示する必要はありません）
手続きに必要なもの	・障がい者手帳 ・個人名義の車検証（更新の際も必要です） ・運転免許証（第2種の人のみ） <ETCを利用する場合は下記のものも必要です> ・ETCカード（障がい者手帳をお持ちの人の名義または家族カード。未成年(20歳未満)の場合は、保護者の名義のもの。） ・ETCのセットアップ申込書、証明書 ※車検証の名義は、家族や日常的に介護している人などのものに限ります。 ※利用する前に手続きを行って下さい。 ※更新の手続きは2カ月前からできます。
窓口	田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 ☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

■ 福祉タクシー利用券

対象者	次の4つの条件の全てに該当する人 ・身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ・在宅生活を送っている人 ・市町村民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯の人、または生活保護世帯の人 ・自動車税、軽自動車の減免を受けていない人
内容	支払い時にタクシー利用券の提出で、料金の一部を助成
手続きに必要なもの	・障がい者手帳・印かん ※年度ごとに利用券を発行しますので、次の年度になると再度申請が必要です。
窓口	田川市役所 高齢障害課 障害者支援係 ☎ 0947-85-7130　fax 0947-42-2000

■ タクシー運賃の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	支払い時に障がい者手帳の掲示で料金の1割引
手続き	必要ありません

■ その他の交通機関の割引

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
内容	各交通機関によって対象となる障がいや、割引率が異なります。
窓口	【電車】　田川伊田駅　☎0947-44-1129 田川後藤寺駅　☎0947-44-0019 【バス】　西鉄バス田川支社　☎0947-44-0248 など、それぞれの交通機関までお問い合わせください。

このようなサポートもあります

身体障害者等除外指定車標章

車両の前面の見やすいところに、標章を提示しているときは、駐車禁止場所（法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く）に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。標章は警察署交通課に申請すれば交付されます。

対象　身体障害者手帳（障がいの内容によって等級に制限がありますので、くわしくはお問い合わせください。）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

窓口　田川警察署交通課
☎0947-42-0110

ふくおか・まごころ駐車場制度

障がいのある人など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人や妊産婦（妊娠7か月～産後3か月）が、公共施設、店舗等の指定された駐車場等に車を止めて、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。対象となる人には「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を交付しています。

赤色…車椅子を常時利用する身障者で自ら運転する人
緑色…身体・知的・精神障がい者、高齢者、難病者
オレンジ色…妊産婦、けが人

※利用証の交付はお体の状況によって制限があります。くわしくはお問い合わせいただくか、県庁ホームページをご覧ください。

前方ミラーにかけて見えるように提示

【申請・問い合せ】
福岡県田川保健福祉事務所 社会福祉課
☎0947-42-9315

【福岡県庁ホームページ】
ふくおか・まごころ駐車場

その他のサポート

おもちゃとしょかん・たがわ

発達が気になるお子さん、乳幼児、児童教育関係機関等を対象に、おもちゃの貸出や遊びの場を提供しています。

★開館日
- 第1、3水曜日　13時30分～16時
  対象:発達が気になるお子さんや乳幼児
- 第3土曜日　13時～15時
  対象:発達が気になるお子さんのみ

【問合せ先】
福岡県立大学付属研究所生涯福祉研究センター内
伊田4395　☎ 0947-42-2119　fax 0947-42-2109

田川市の障がい者団体

- 会員同士の交流をはかったり、障がい者福祉に関する情報を伝えたり、福祉サービス利用の相談やサポートをしています。
- 会員は随時募集しています。お気軽にお問い合わせください。

身体障害者福祉協会

【活動内容】
・福岡県身体障害者体育大会への参加
・障がい者同士の交流会
・福祉サービスや日常生活に関する相談
・年1回の旅行
・グラウンドゴルフ大会
【会費】　0円
【問い合わせ先】
藤光　若生　☎ 090-8836-9747

聴力言語障害者福祉協会

【活動内容】
・手話講習会
・障がいのある人とない人との交流会
・手話スピーチ大会
・障がい者同士の交流会
・福祉サービスや日常生活に関する相談
・料理教室（月1回）
・グラウンドゴルフ大会
【会費】　年 3,000
【問い合わせ先】
福島　太一　fax 0947-42-2000

視覚障がい者福祉協会

【活動内容】
・「声の広報」「点字広報」の配布
・盲人卓球大会
・障がい者同士の交流会
・福祉サービスや日常生活に関する相談
・料理教室（月1回）
・グラウンドゴルフ大会
【会費】　月200円
【問い合わせ先】
橋本　三雄　☎ 0947-44-4724

心臓を守る会

【活動内容】
・心臓病の健康講習会
・会員の通院を補助、指導
・障がい者同士の交流会
・福祉サービスや日常生活に関する相談
・グラウンドゴルフ大会
【会費】　0円
【問い合わせ先】
円垣内　正己　☎ 0947-42-8360

特別支援教育とは・・・？

特別な支援を必要とする子どもたち一人一人の持てる力を高め、生活や学習のしづらさを改善または克服して、将来、自立した生活を送ることができるよう、一人一人に合った適切な指導及び必要な支援を行うものです。

お子さんへの指導や支援をサポートするための

『ふくおか就学サポートノート』

「ふくおか就学サポートノート」とは、成長が気になるお子さんの入学に向けて、保護者（または本人）が主体となって成長の記録をまとめるためのノートです。
お子さんと関わる人（学校の先生や福祉施設の担当者など）が、お子さんの情報を共有することで、お子さんが一貫した支援を受けやすくなります。
また、就学・進学しても、お子さんの情報を引き継ぐことができるので、継続した支援につながります。

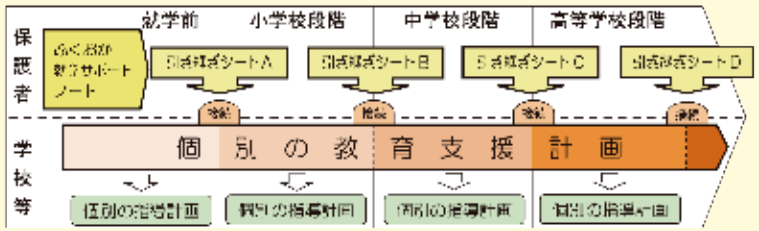

お子さんに気になることが出てきたときや、安心して学校生活を送れるように、現在のお子さんの状態や支援内容・方法を学校に伝えたいときに、ぜひ作成し活用してみてください。

ふくおか就学サポートノートの作り方・使い方

1 「ふくおか就学サポートノート」を入手する。

保健センター、子育て支援課、学校教育課（田川市民会館）に置いています。福岡県庁のHPからも自由にダウンロードできます。

ふくおか就学サポートノート

2 情報を記入して保管する。

保育所（園）や幼稚園、学校の先生などに協力してもらいながら記入します。項目の全てを記入する必要はなく、書けるところから始めてみましょう。なお、このノートの管理は、保護者（または本人）が行います。母子手帳などとともに大切に保管しましょう。

3 「引き継ぎシート」を使って学校に伝える。

保護者が、情報を知ってほしい相手（学校や相談機関など）に、このノートを直接見せたり、必要な部分の写し（コピー）を渡したりします。就学や進学先の学校に伝える際は、「引き継ぎシート」を活用してください。その際、保護者が直接伝える方法もありますが、保育所（園）や幼稚園、学校、教育委員会等を通じて行うと、くわしく伝わります。

就学前に保護者へサポートノートをお知らせするリーフレット

通級指導教室

通常の学級に在籍しながら、別教室で個別指導等の特別な指導を受けることができます。

対象者　学習障がい（LD）、自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障がい(ADHD)

【田川市内の通級指導教室一覧】

※下記以外の学校に在籍していても、通級指導教室の時間のみ保護者などの送迎によって指導を受けることができます。まずは入学前の「田川市就学前健康診断」「各学校での体験入学」の際に、担当者にご相談ください。

<令和2月3月現在>

学校名	住　　所	電話番号	fax 番号
金川小学校	糒1771	0947-44-1183	0947-44-5676

特別支援学級

障がいの状態に応じて、各校の特別支援学級においてきめ細やかな指導を受けることができます。

対象者　肢体不自由、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱、弱視　など

※入学予定のお子さんや在籍しているお子さんの状況に応じて、設置状況も変わってきますので、まずは入学前の教育相談または学校教育課学校教育係にご相談ください。

【申し込み・問い合わせ】
学校教育課 学校教育係
☎0947-85-7167　fax 0947-42-9655

【田川市立小学校・中学校一覧】

<令和2年4月現在>

	学 校 名	住　　所	電話番号	fax 番号
小学校	弓削田小学校	弓削田499	0947-44-0100	0947-44-0659
	後藤寺小学校	宮尾町1-9	0947-44-0124	0947-44-5634
	大浦小学校	奈良1616	0947-44-0383	0947-44-5274
	大藪小学校	川宮1645-2	0947-44-0282	0947-44-0299
	田川小学校	栄町4-23	0947-44-1123	0947-44-5276
	鎮西小学校	伊田1946-1	0947-44-0702	0947-44-5277
	伊田小学校	伊田4390	0947-44-1309	0947-44-5677
	金川小学校	糒1771	0947-44-1183	0947-44-5676
小中一貫	猪位金学園	位登509	0947-44-0497	0947-44-5281
中学校	弓削田中学校	弓削田1222	0947-44-0484	0947-44-5638
	後藤寺中学校	大黒町11-69	0947-44-0087	0947-44-0166
	田川中学校	糒1959	0947-44-1180	0947-44-5291
	鎮西中学校	伊田2024	0947-44-1182	0947-44-5653
	伊田中学校	夏吉197-1	0947-44-1088	0947-44-5623
	金川中学校	糒258	0947-44-0591	0947-44-5296
	中央中学校	中央町3-71	0947-44-2013	0947-44-5356

特別支援学校

一人一人の障がいの状態に応じて、専門性の高い教職員などによるきめ細やかな指導を受けることができます。

対象者　肢体不自由　視覚障がい　聴覚障がい　病弱　知的障がい

【田川市にお住まいの方が通学可能な学校】

※訪問教育については、田川市を対象としていない学校もありますので、各学校に直接ご確認ください。

<令和2年4月現在>

障がい種別	学校名／住所／電話番号	幼	小	中	高	高専	訪問教育	寄宿舎
肢体不自由	**県立直方特別支援学校** 直方市下境410-2 ☎ 0949-24-5570　fax 0949-24-5508		●	●	●		●	
知的障がい	**県立川崎特別支援学校** 田川郡川崎町川崎2343 ☎ 0947-72-7788　fax 0947-72-6701		●	●				
	県立直方特別支援学校 直方市下境410-2 ☎ 0949-24-5570　fax 0949-24-5508				●		●	●
	県立特別支援学校「北九州高等学園」 中間市大辻町18-1 ☎ 093-246-3000　fax 093-246-3010				●			●
聴覚障がい	**県立直方特別支援学校** 直方市下境410-2 ☎ 0949-24-5570　fax 0949-24-5508	●	●	●				
視覚障がい	**県立福岡視覚特別支援学校** 筑紫野市牛島114 ☎ 092-924-1101　fax 092-928-8742	●	●	●				●
	県立福岡高等視覚特別支援学校 筑紫野市牛島151 ☎ 092-925-3053　fax 092-925-5061				●	●		●
病弱	**県立古賀特別支援学校** 古賀市千鳥4丁目3-1 ☎ 092-943-8674　fax 092-943-9159		●	●				

ステージごとにおける具体的な内容～乳幼児期

乳幼児期

● 乳児家庭全戸訪問（新生児訪問）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を対象に保健師および助産師が訪問し、乳児の発育、発達の異常を早期発見し、保護者に適切な指導や助言を行います。
必要に応じて、医療機関等の関係機関につなぎます。

● 療育における支援

児童発達支援センターや小児のリハビリ施設のある病院などでは、子どもの特徴に合わせたカリキュラムを組み立てています。専門家がそれぞれの子どもの課題に沿って、個別に細やかな支援を行い、発達を促します。

● 保育所（園）・幼稚園・特別支援学校 幼稚部

保育所（園）・幼稚園では、お子さんの状況に応じて先生の配置状況を調整することができます。ただし、園によって条件が異なるので、各園に確認ください。
特別支援学校幼稚部では、お子さんの状態に応じて、より専門的な指導を行っています。

● 発達相談（乳幼児育成指導事業）

行動面や言葉、運動などの発達に心配がある就学前の児童を対象に、保健センターの保健師および臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士が個別で相談に応じています。また全年中児に対し、5歳児発達相談を行っています。相談は完全予約制です。

ステージごとにおける具体的な内容～学齢期

学齢期

● 小学校・中学校・特別支援学校小学部・特別支援学校中学部

小･中学校では、「通級指導教室」や「特別支援学級」を設け、お子さんの状態に応じて指導を行っています。
また、より専門的な指導を行う「特別支援学校」もあります。
「特別支援学級」と「特別支援学校」では、一部の教科や活動の時間に他の学級や学校、地域の行事に参加する交流･共同学習も行っています。

※小学校などへ入学を迎える前までの流れ

お子さんの成長で気になることや不安なことがあるときは、日頃からP4の相談機関に相談したり、記録を残しておいたりするようにしましょう。ここでは、成長や発達で気になることがあるお子さんが、安心して学校生活が始められるようにするための流れを説明します。

小学校等に入学する前の1年間

気になることがあるときは事前相談

各保育所や幼稚園、相談機関などに相談する場合は、余裕をもって教育相談の前の4月頃から相談しましょう。

11月ごろ：教育相談

相談員がお子さんの成長や発達の不安や悩みをお聞きし、就学について必要な情報の提供を行います。相談日時は広報やホームページでご案内しますので、下記までご連絡ください。

11～2月ごろ：教育支援委員会

教育相談でのお子さんの状況に応じて教育支援委員会を行います。
お子さんの状況をもとに、専門家や保護者の意見を聞きながらお子さんにあった進学先を一緒に考えていきます。

～1月　：入学先の決定

秋から1月ごろにかけて、入学先が決まります。

4月～　：学校生活スタート

お子さんが安心して学校生活を始められるようにしていきますが、学校生活の中で不安が出てきたときは、各学校もしくは下記までご相談ください。

【申し込み・問い合わせ】 田川市役所 学校教育課 学校教育係
☎ 0947-85-7167　fax 0947-42-9655

青年期

学校を卒業した後の進路としては、「一般企業に就職する」、「福祉サービスを利用して施設に通う」、「福祉サービスを利用して施設やグループホームに入所する」というようにさまざまな選択肢があります。ここでは、「福祉サービスを利用して施設に通う」場合についてご紹介します。

■サービスの紹介■

日常生活の支援 を中心としたサービス

・**生活介護**
常に介護を必要とする人（障がい支援区分3以上の人）に昼間、入浴や排せつなどの介護を行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。活動内容は、お菓子作りや手芸、農作業など施設ごとにさまざまです。

・**自立訓練**（機能訓練・自立訓練）
自立した日常生活が送れるように、一定の期間にわたり、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。

【問い合わせ】
田川市役所 高齢障害課 障害者支援係
☎0947-85-7130　fax 0947-42-2000
田川地区障がい者基幹相談支援センター
☎0947-23-0400　fax 0947-23-0425

就労 へ向けた訓練を目的としたサービス

- 一般企業に就労した人を対象に、就労に伴って生じた生活面の課題を解決するため、企業や関係機関との連絡調整や指導・助言を行います。
- 就労移行支援
  就労に向けて、一定の期間、必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。また、本人に合った職場を探したり、就労後の定着のための支援をします。
- 就労継続支援Ａ型（雇用型）
  特別支援学校などを卒業して就職活動を行ったが、一般企業への就労へ結び付かなかった人に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。
- 就労継続支援Ｂ型（非雇用型）
  就労移行支援を利用したが、雇用契約に基づく就労は見込めず、に通って働くことが適当と判断された人に、就労の機会や生産活動の場を提供します。

■サービス利用のためのポイント■

- 特別支援学校等で行う体験実習などを通して、お子さんにどのようなサービスがあっているのかを確認しましょう。
- 施設を探したい場合は、P4の田川地区障がい者基幹相談支援センターに相談することができます。
- サービスを利用する場合は、P19～20の「サービス利用の流れ」に沿った申請が必要となります。
- 生活介護を希望する場合は、「障がい支援区分」の認定が必要となるので、卒業の3カ月前までにご相談ください。
- 「就労継続支援B型」の利用については、まずは「就労移行支援」を利用し、その結果、「就労継続支援B型」の利用が適当と判断された人、または在学中の実習を通じて「就労維持支援B型」が適当と判断された人を対象としています。

就職をサポートする窓口

就職を希望されている人それぞれの状況に合わせて、関係機関との連携をとりながら、就職とそれに伴う生活面の指導や助言などのサポートを行っています。卒業に向けての相談もできます。相談は無料なので、ぜひご相談ください。

障害者就業・生活支援センター
じゃんぷ

夏吉4205-3
★受付時間（月～土）
午前9時～午後5時
☎ 0947-23-1150
fax 0947-46-9506

わが子の病気や症状は、この先どのように変化していくのだろう?知りたいことはたくさんあるのに、ネットや本だけでは、わからないことがたくさんあります。
まず、いろんな団体に参加してみて、たくさんの子どもたちやその家族に出会い、生の声を聞くことをお勧めします。ふれ合うことで、子どもの育ちの見通しがつくこともあります。田川市が近郊で活動されているグループなどを紹介します。

■ 障がいのある子どもや家族をサポートしているグループ ■

発達障がい児者と共に歩む会　いろえんぴつ

対象者	発達障がいのある子どもの家族・発達障がい児者を支える方・発達障がいの事について関心のある方
活動内容・活動ＰＲ	いろえんぴつでは、子どもの困り感・親の関わり方（基本的生活習慣を子どもに修得させる方法）・専門職（医師・教師・心理士・言語療法士・作業療法士・保健師・保育士・支援員）との関わり・福祉サービス・講演会又は勉強会の案内・発達障がい関連の書籍・DVD・子どもの特徴にあった視覚支援グッズ・感覚過敏軽減グッズの貸し出し等々…しています。 共に支えあい、励ましあいながら繋がりを大切に不定期でイベントなどを開催して活動しています。（集団が苦手な方には個別で対応しています。）トリプルP認定ファシリテーターが、在籍しています。 いつでもお気軽にお問い合わせください。 「いっしょに、子どものできたっ!!を増やしましょう（≧▽≦）❤」 ○日　時：毎月第4木曜日　定例情報交換会 昼の部：13:00～15:00 夜の部：19:00～21:00 ※参加される方は、前日までにメールにてお知らせください。 ○場　所：浄土真宗本願寺派西楽寺（さいらくじ） 福岡県田川市川宮50-2 ○参加費：200円 ○前向き子育てプログラム（トリプルP）を不定期で開催
問い合わせ	▶代表者名:山本エニオ龍（やまもとえにおたつ） ▶電話番号:090-1876-6705（line可）山本達子（やまもとたつこ）まで ▶e-mail:ls6ak2k7s2k1@gmail.com

田川市手をつなぐ会ふきのとう

対象者	障がい児者の保護者・小中学校の先生及び関係機関の方々
活動内容・活動ＰＲ	2006年に発足しました。ふきのとうの大きな特色は、小・中学校の先生が多く会員として参加してくれていることです。親だけであれば行き詰まる悩みや、不安そして子どもの日々の成長等、様々な思いを先生と保護者が共有していけるのはとても心強いです。 主な活動としては、情報交換会・レクレーション・ミニ学習会等を行っています。会場は小・中学校の教室をお借りして開催しています。子どもの生きにくさは一人ひとり違います。と同時に保護者の思いや願いもそれぞれ違います。 でも子の幸せを願う親の気持ちは同じです。話しをすることで悩んでいるのは自分一人ではないのだということを知ることができます。会には子どもが成人した保護者もいます。 色々な話が聞けます。どうぞ一度参加してみませんか。担任の先生を通してでも構いません。 ○年会費 1,000円（レクレーション等の行事も家族で参加していただけます。）
問い合わせ	▶代 表 者：牛島実基子(うしじまみきこ) ▶電話番号：090-4481-0980

田川発達支援勉強会

対象者	田川市郡近隣にお住いで、児童の発達についての問題や悩みを抱えている保護者の方や支援者の方
活動内容・活動ＰＲ	私たち「田川発達支援勉強会」は、おもに田川市郡に在住する子育て世代の方々が日頃から抱えているお子様の発達の悩みについて専門的視点で支援すること、支援者との懸け橋になること、を目的としています。 もともとの母体は田川市にて児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを運営しておりますが、発達について誰にも相談できずに悩んだり苦しんでいるご本人やそのご家族に支援の機会を設けられたらと考え、勉強会として発足いたしました。 具体的活動内容としては、年1回の児童の発達支援に関する勉強会を開催しています。 平成29年開催の小さな手作りの勉強会から始まったこじんまりとした集まりですが、昨年田川市の「さわやかまちづくり提案事業」に認定・助成して頂いたり、田川市のボランティア団体として認定頂いたことにより、今後はより活動をより多くの方にお知らせできればと考えております。
問い合わせ	▶事 務 局：桑原　昌史 ▶電話番号：090−9483−1680 ▶E-MAIL：m.kuwahara@habilis-riverup.co.jp

わが子に障がいがあるとわかったらとても不安になることでしょう。
わが子のために何ができるか?途方に暮れていても何も始まりません。
先輩ママたちは、今もなお子育て現在進行形です。その体験談から何かヒントを得ることはできると思います。ぜひ参考にしてください。

「楽しみながら笑顔で!」

【高機能自閉症スペクトラム】
8歳・男子

息子の発達障害がわかったのは、5歳の時でした。近所の子どもたちと上手く遊べずトラブル続きで悩んでいた時、通っていた保育園に相談したのがきっかけでした。「保育園では、トラブルになることがあるけれど、そこまで困るような事は無いです･･･」とのことでした。しかし、母親の私自身が毎日お友達とのトラブルにどう解決していったらいいのかとても悩んでいました。保育園から帰ってきて、息子は友達と外で遊びたいという気持ちが強いのに、母親の私はまたトラブルになるんじゃないか･･外で遊ばせるのが怖い･･と思っていました。

その気持ちを保育園に伝えると、「だったら、障害があるとか、ないとかではなく、1度発達検査をうけてみて、どんな所を苦手としているのか、そしてその苦手としている部分に、本人や周りの人がどういう風に対応したらいいのか専門の先生に聞いてみましょう」ということが発達検査をうけたきっかけでした。

検査の結果は高機能自閉症スペクトラム障害と診断されました。息子の場合は知的面での問題はないが、理解や処理が早い分、周囲のペースややり方に合わせたり、言葉で状況や気持などを説明することが苦手な面であると言われました。「高機能自閉症スペクトラム」と診断された時は本当にショックで涙もたくさんでました。けれど、母親の私が落ち込んでいても何も変わらないので、とにかくこれからどうしたらいいのかを聞くと、病院の先生に「Positive　Parenting　Program（前向き子育てプログラム）」（トリプルP）という支援を教えて頂きました。息子が何かするのではなく、周りの大人の為のプログラムでした。そこで私はすぐにトリプルPを始めました。そこでは、子供に対しての向き合い方、トラブルがあった時の対処法やテクニックなど、実際に今息子の困った部分に対しての事をマンツーマンで教えていただけたのでとても助かりました。

「とにかく、色んなところに相談してみるのがいい」と言われて、保育園、トリプルPの先生、病院の先生、近所のママさんなど･･。一人で悩んでいた時は落ち込むことばかりでしたが、色んな人に息子の事を相談したり話をすると少しずつ心配事が減っていきました。もちろん完全にトラブルがなくなってはいませんが、トラブルに対しての対処法も少しずつわかり、周りの理解もあり、息子の成長もあり、楽しい毎日を送っています。

何よりも私自身の心が本当に軽くなりました。

息子今8歳小学2年生です。学校も楽しんで通っています!!

これからも、色々な事はあると思いますが、笑顔いっぱい楽しく、一緒に成長していきたいと思います。

「あなたのママにしてくれてありがとう」

【自閉症スペクトラム】
8歳・男子

2歳の息子が、私に「何で??」と聞いてくる。人との距離感が近い。愛情をしっかりやっているはずなのに　もっともっと。。。と欲してくることを、初めは、赤ちゃんが生まれたから「赤ちゃん返りかな??」と思っていました。

ところが日ごとに、「何で?」と聞いてくる頻度が増え、ストレスになってきて、息子が喋ってくることを無意識に拒否しだした私がいました。

やばいと思った私は、子どもを連れて市の保健センターに相談しました。相談員の方から「健診の場に無料心理相談するところがあるからしてみたらいいかも」とアドバイスをいただいて相談したことがきっかけです。

息子が、6歳の時に自閉症スペクトラムと診断され、療育に通えるまでの間が本当に精神的にきつかったです。

定期的に市の保健センターに子どもを連れて心理相談に通いました。

時には「私の関りが悪いんじゃないか、私自身が発達障害なんじゃないか、私がしっかりしてないから、私の器が小さいからじゃないか」と子どもの前で泣きながら心理士の方に聴いてもらいました。そして、子どもに必要なことを相談し未熟な私も日々息子と必死に向き合ってきました。

心理士の方に相談していく中でアドバイスをいただいて、ふと私に息子が、「何で?」と聞いてくるのはなんでだろう。と考えました。きっと、そこを解決したら息子も私も少しは楽になれるんじゃないかと。

支援センターや市役所、そだちの森などに行く度においてあるチラシや掲示板を気にしながら毎日を過ごしていました。あるとき、ママ友からの情報で「障がいがあるとか、ないとかではなく、すべての親に向けての「前向き子育てプログラム（通称:トリプルP）」という講座があることを知って私はすがる思いで受講しました。

その講座の中で子どもとのコミュニケーションツールとして、行動計画という技術を使い色々作っては息子に試しました。そうすると見事ビンゴで、作ったものを実施し続けたら、「何で?」という発言も半分くらい減りました。

療育に行きだしてからの息子は、波はありますが、しっかりと成長していく姿がわかるようになりました。

今では、家族、学校の先生方、療育の先生方、市役所の子育て支援課の方、高齢福祉課の方、市の保健センターの方、同じ悩みを持つママ友やママ友の先輩方など、たくさんの方々が息子の成長に関わっていただき、見届けてくれています。

私の気持ちも以前のようにイライラせずに、息子の行動をこの子の個性と理解して関われていて、かわいくてたまりません。

一歩ずつ息子と成長していきます。生まれてくれてママは、幸せだよ!

「自分らしく　のびのびと」

【21トリソミーダウン症】
19歳・女子

平成12年12月1日、4人目の女の子を出産。
横に赤ちゃんが来た時にあれ?と思いました。顔を見た瞬間から疑問を抱くようになりました。毎日、色々考え悩み死も考えていました。
夫に問いかけました。なんで?でも夫は一言。一生懸命に育てればいい。家にきてくれたんだから、毎日考えてた自分の肩の力がスーッと取れた感じがしました。
それから2ヶ月を過ぎたころ病気をして入院。その時にやっと検査をして21トリソミーダウン症と言われました。小さくて病気がちでした。その時の私は何も知識もなかったので、特に何もしてやれず、もっと勉強や知識を学べばよかったな～と後悔しています。特別支援学校高等部も卒業し言葉はうまく話せないですが元気に作業所に通っています。
これからも明るく元気で周りの人を癒し楽しませてくれる皆の人気者でいてください。

「娘の笑顔が一番」

【知的障害】
16歳・女子

私の娘は16歳です。今は、特別支援学校の高等部に通っています。現在は、卒業後の就労の為に活動を始めたばかりです。
学校生活も入学した時に比べると、作業も勉強も一生懸命に頑張る事が出来ています。
娘が、知的障がいと知る事になったのは･･･生後9ヶ月の時に高熱を出し、初めて熱性けいれんを起こしました。
病院に行き、けいれん止めの座薬を処方されたものの、保育園に入園してからの間に2回ほど救急車に運ばれました。
小学校に入学する年。保育園で外遊びの最中に座り込み、硬直し意識を失う発作を起こし、その時に「てんかん」と言われ、その時から娘は抗てんかん薬の服用を始めました。
服用しても、何回か熱性けいれんを起こす事もあり、とても心配でしかたありませんでした。掛かりつけの病院で脳波の検査の時に、てんかん専門の医師が来院していたので、知能の検査を受け、娘の知能が6歳の子の知能だと知りました。
成長していくうちに、話し方、物事の伝え方が少しおかしいとは思っていましたが･･･やはり私が感じていたのが、そうだったのだと知り、この子の為に母親として助けていこうと決めて頑張ってきました。
今は、まだ薬は服用しているけど、発作も落ちついています。そんな時は大好きな事、嫌いな事もとても上手にすることができます。家族みんなで外出もするし、近所の人も娘のことをよく知っていて、障がいの事も隠さずに生活しています。
友達も出来て、毎日、笑顔で学校からバスに乗って帰ってきます。娘の笑顔が一番!大好きです。これから先もきっと色々な事があると思うけど、この笑顔で成長して欲しいです。

「ここにしかない景色」

【脳性まひ】
15歳・女子

平成18年12月。大好きなじいちゃん･ばあちゃんの家での夕食。いつも、着くとすぐに娘は仏壇に手を合わせます。その日もいつものように「来たよー」と報告のお参りをしていました。その直後、立てずにコロン。左足だけがピクン･･･ピクン･･･と痙攣しています。受診をしましたが、原因はわからないまま。翌朝起きるとまた同じ症状。とりあえず入院することになりました。入院後翌朝には嘔吐し、痙攣の部位が広がり時間も長くなり、ストローが吸えない、歩けない･･･どんどん娘が変わっていきました。
すぐに大きな病院に転院するとICUへ。たくさんした辛い検査の結果はヘルペス脳炎。認めなかったのか、そこからの記憶は曖昧です。長い夢?何かのドラマ?畳みかけるように、医師からの「脳の元気がないんです。」という言葉･･･。後から気づきましたが脳死の一歩手前まで行ってたんだ、と。治療は続き、一命はとりとめたものの、てんかんと重度の後遺症が残ってしまいました。娘がまだ2歳で、今から･･･という年齢で首も座らず、寝たきりの状態です。
私たち家族の生活は、一変しました。現実か夢かわからないまま、自分の実家に引っ越しました。1日の約20時間は抱っこです。熟睡しない限り、下に寝かせると泣いていました。そのたびに筋緊張が入り、より大泣きします。私の精神状態もぼろぼろでした。
娘には2歳年上の姉がいます。当時4歳だったお姉ちゃんは、私が付き添い入院中も寂しいと一言も言わず、留守番していてくれました。そのお姉ちゃんの存在が、何とか私たちを支え続けてくれました。お姉ちゃんは妹と一緒に普通小学校に通えないことが分かった時は、「車いすを私が押して行くから一緒に行きたい!」と泣いていました。姉妹で会話することはまだ叶いませんが、お互いを思い合う絆が深まったのかもしれません。
娘は、退院後通所施設に通い、支援学校に入学。肺炎での入退院は時々ありますが、自分の意思表示は目線、表情、返事でしてくれます。
現在高校1年生。好きなアイドルもいます。体も成長し、とにかく介助は大変です。ですが、今まで祖父母や友人家族、学校、医療関係の方たちに支えられ、励まされ、高校生になりました。当時は、自分で何一つ出来ず、不幸な人生を歩むことになるのか。どうして元気な体に産んであげられなかったんだろう、と悔やむ日々でしたが、支えてくれる人がいれば、不便なだけで、幸せに生きていけるんだ。と思えるようになりました。
娘の病気がきっかけではありますが、その成長過程で沢山のかけがえのない人たちに出会いました。私たち家族も人に支えられてここまでこれたので、私も人を支えたいと思うようになり、現在は障がい児の施設で働いています。障がい児を持つ保護者の相談に乗ったり、これまでの経験を活かしながら楽しく明るく、子ども達と向かい合っています。
これから先も、心配事は続いていくでしょうが、精一杯娘たちには生きてほしいと願っています。

あとがき

　このガイドブックは、「障がいのある子どもへの支援の内容が分かりづらい」という、ある保護者の方のひとことがきっかけとなり、生まれました。

　作成にあたって、保護者の皆さまや各関係機関の皆さまなどたくさんの方々からご意見をいただきました。また、各施設の情報をこころよく提供してくださるなど、多くの方々がこのガイドブック作成に協力をしてくださいました。ご協力いただきました皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

　なお、このガイドブックに対するご意見などございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

田川市役所 高齢障害課 障害者支援係
☎0947-85-7130　fax0947-42-2000